北振発第　６２　号
令和４年（2022 年）１０月１２日

（市町村長）　様

公益財団法人北海道市町村振興協会
理事長　棚　野　孝　夫

令和４年度市町村振興宝くじ市町村交付金等決定通知書

公益財団法人北海道市町村振興協会定款第４条２号及び市町村交付金交付規程第６条の規定に基づき、令和４年度市町村振興宝くじ市町村交付金等を、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１　交付決定額　　円
　うち、地域活動推進特別支援交付金　　円
２　交付年月日　　令和４年１０月３１日
３　市町村交付金の使途
　この交付金の使途は、地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第３２条に規定する事業であること。
　なお、地域活動推進特別支援交付金については、第１号（国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業）、第５号（美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業）、第７号（地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業）及び第８号（特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業）の事業の推進に資するソフト事業であること。
　また、平成１２年１２月１１日付け自治省財政局地方債課長内かんの趣旨に配意すること。
４　市町村交付金の使途報告
　交付を受けた年度の翌年の６月末までに、交付金の使途報告を別記第２号様式及び同附票により提出すること。